

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

令和7年2月28日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

河川名	免許番号	漁業権者名	種苗放流数 (kg)								産卵場造成箇所数 (箇所)							人工ふ化数 (万粒)		
			あゆ	やまめ (さくらます)	いwana	うなぎ	こい	ふな	ひめま す	わかさ ぎ	もくず がに(尾)	あゆ	やまめ (さくらます)	うぐい	かじか	こい	ふな	わか さぎ	あゆ	わかさ ぎ
有家川	内共第1号	洋野町漁業協同組合		60	30															
久慈川	内共第2号	久慈川漁業協同組合	700	1,200	300	—	—	—				4		1	1	1	1			
安家川	内共第3号	安家川漁業協同組合	150	500	50									10						
		下安家漁業協同組合	400	1,800	20	—					1,000	3		3	3					
普代川	内共第4号	普代村漁業協同組合		70	30									2						
小本川	内共第5号	小本川漁業協同組合	750	680	150	—								1	1					
		小本河川漁業協同組合	350	600		—	—	—				2		1	1	1	1			
撰待川	内共第6号	田老町河川漁業協同組	100	60	20							4		2						
田代川	内共第7号	合	150	60	20							6		6						
閉伊川	内共第8号	閉伊川漁業協同組合	2,000	1,600	800	—						13		16	16					
津軽石川	内共第9号	宮古漁業協同組合	150											1						
大槌川	内共第10号	大槌河川漁業協同組合	170	50	10							1		1						
小鎧川	内共第11号		170	50	10							1		1						
鶴住居川	内共第12号	鶴住居川漁業協同組合	400	60	30							6		1						
盛川	内共第14号	盛川漁業協同組合	1,000	400	50	—						5		1	2					
気仙川	内共第15号	気仙川漁業協同組合	850	450	100	—	—	—			3,000	2		20	2	1	1		5,400	
新井田川	内共第16号	西部九戸河川漁業協同組合	150	100	40	—	—	—						4		1	1			
馬淵川	内共第17号	上馬淵川漁業協同組合	300	300	80	—	—	—		200				3		1	1			
		南部馬淵川漁業協同組合	2,500	300	100	—	—							3	1	1				
米代川	内共第18号	岩手県米代川漁業協同組合		50	30									1						
北上川 (上流部)	内共第19号	北上川漁業協同組合	420	150	50	—	—	—						2	1	1	1			
岩洞湖	内共第20号	岩洞湖漁業協同組合		60	10			—	80					5		10	5	5		35,000
松川	内共第21号	松川淡水漁業協同組合	130	100	100									4	2					
雫石川	内共第22号	雫石川漁業協同組合	1,000	255	50		—	—	—					2	1	1	1			
		雫石川東部漁業協同組合	50	30	5	—									10	3		10		
築川	内共第23号	盛岡河川漁業協同組合	250	200	30	—								5	2					
稗貫川	内共第24号	稗貫川漁業協同組合	600	400	10	—	—							30	2	1				
猿ヶ石川	内共第25号	上猿ヶ石川漁業協同組	300	300	100	—								2	2	1	1			

		合																		
		猿ヶ石川漁業協同組合	250	100	50	—	—	—		20				3	1	1	1	1		
豊沢川	内共第26号	豊沢川漁業協同組合	300	120	20	—	—	—						14		2	2			
和賀川 (上流部)	内共第27号	西和賀淡水漁業協同組合	200	50	50									1	1					
和賀川 (下流部)	内共第28号	和賀川淡水漁業協同組合	500	50	50	—								3	3					
胆沢川	内共第29号	胆江河川漁業協同組合	200	70	20	—								4	2					
広瀬川	内共第30号			20		—	—			1,000				2		1				
人首川	内共第31号			50		—	—			1,000				4		1				
衣川	内共第32号			50	20	10		—						2		1				
砂鉄川	内共第33号	砂鉄川漁業協同組合	800	100	100	—	—			3,000				9	3	2				
合 計			15,340	10,465	2,525	—	—	—	80	220	9,000	47		180	50	28	26	6	5,400	35,000

注 種苗放流数を示さないうなぎ、こい及びふなについては、次のとおりとする。

うなぎ 増殖経費分で購入できる種苗を確実に放流すること。

こい及びふな 安全な種苗の入手が困難な場合にあつては、「産卵場造成箇所数（箇所）」の欄に示す最低限の産卵場を確実に造成すること。